

税制セミナー（無料） ～ 国際税務シリーズ ～

第4回 移転価格税制とは

移転価格税制は、2016年度税制改正により海外子会社との取引金額が有形資産取引で50億円又は無形資産取引で3億円を超える企業については、毎期確定申告書の提出期限までに移転価格文書化資料を作成・保存することが、2017年4月1日以後開始事業年度から義務化されました。

移転価格税制は、上場企業等の大企業の税務という印象がありますが、大企業の対応として事前確認申請（APA）が浸透したことにより、移転価格調査の対象が中堅企業に移っています。実際、海外子会社への出張旅費などが海外子会社への支援だとして寄附金認定されるケースも増えてきており、海外子会社が1社でもある企業は対価の回収方法の検討や税務調査の対策が必要となります。

全4回シリーズのうち、第4回目となる今回のセミナーでは、実際の税務調査事例や中堅企業の対策事例を踏まえつつ、事前に対策すべき事項について紹介・解説していきます。

1. 日 時 2019年3月27日（水）14：30～16：00（受付開始14：00）
2. 会 場 名古屋中小企業投資育成株式会社 7階研修室
3. 内 容 移転価格税制のポイント、最近の事例
4. 講 師 税理士法人山田&パートナーズ 名古屋事務所
税理士 毛受 泰輔（メンジュ タイスケ）氏
5. 受講料 無料
6. 定 員 20名（先着順受付）
7. 申込方法 下記申込書にご記入の上、3月6日（水）までにFAXにてお申し込みください。
（参加申込書は受講票を兼ねますので、弊社より別途参加票などは発行致しません。
満席などの理由にてお断りをさせていただく場合のみ、ご連絡します。）
8. お問い合わせ 株式会社投資育成総合研究所（担当：兎山） TEL：052-581-9545
（切らずにFAXしてください）

株式会社投資育成総合研究所 セミナー事務局宛（担当：兎山） 年 月 日
（FAX：052-583-8501）

貴社名：.....

部署・役職名：..... 氏名：.....

TEL：..... FAX：.....

e-mail：.....

ご記入いただきました個人情報、本セミナーの実施・運営のため利用するほかは一切利用致しません。